

# 保険かわら版

2022 診療報酬改定 Q&A  
～厚労省疑義解釈より一部抜粋～

## 【外来感染対策向上加算】

**Q1:** 外来感染対策向上加算の施設基準において、「1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと」とされているが、院内の巡回は、毎回全ての部署を回らなければならないのか。

**A1:** 必要に応じて各部署を巡回する。なお、有床診療所の場合、病床は毎回巡回する。無床診療所の場合は、各診察室については毎回巡回するとともに、診察室以外の場所についても、少なくとも月に一度は巡回する。(病院の場合の感染対策向上加算の院内巡回については、6/1付疑義解釈(その10)を参照されたい)

## 【下肢創傷処置】

**Q2:** J000-2 下肢創傷処置について、足趾の浅い潰瘍についてはどのように算定するか。

**A2:** 「1足部(踵を除く)の浅い潰瘍135点」を算定する。

**Q3:** J000-2 下肢創傷処置について、「下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵」であるとされているが、「足部」とは具体的にどの部位

を指すか。  
**A3:** 足関節以遠の部位(足趾又は踵を除く)及びアキレス腱を指す。

## 【不妊治療関係】

**Q4:** 不妊治療において、卵胞の発育状況の確認や子宮内膜の観察を目的として超音波検査を実施した場合、当該検査に係る費用は、保険診療として請求可能か。

**A4:** 医師の医学的判断により超音波検査を実施した場合については、保険診療として請求可能。

**Q5:** 初診日又は初診日の同月内(以下「初診時」という)に行った指導の費用は初診料に含まれ、一般不妊治療管理料及び生殖補助医療管理料は算定できないこととされているが、初診時に、

① 治療計画を作成した場合  
② ①に加えて、採卵を実施した場合  
においては、これらの管理料の算定についてどのように考えればよいか。

**A5:** それぞれ以下のとおり。

① 初診時に治療計画を作成した場合であっても、初診時にこれらの管理料は算定できないが、当該治療計画については、翌月以降、これらの管理料の算定要件に係る治療計画として取り扱って差し支えない。

② K890-4 採卵術を算定できるが、初診時には生殖補助医療管理料の算定は出来ない。

向性…財政審や骨太方針2022などを踏まえ、今後の医療運動対策について協議。(1)マイナンバーカードと保険証の一体化を含めた医療デジタル化、(2)かかりつけ医機能の制度化、(3)負担と給付の見直し(工程表)、(4)国民皆歯科検診他。

3. 参議院選挙…候補者アンケート結果について報告、参議院選の動向について意見交換。県社保協政策チラシについて活用を決定、全国保険医新聞に同封する。

4. 県知事選挙アンケート…長野県知事選挙の候補者アンケートの内容について、協議し、原案を一部修正し決定した。現時点で立候補を表明している阿部氏、金井氏に協力を依頼する。

■保団連代議員会…長野協会の発言通告に対する執行部答弁(文書報告)並びに当日の様相について参加者より報告された。

■北信越ブロック会議…7/31(日)にオンラインで開催するブロック会議の運営次第について説明、現時点の参加予定者を確認した。

# 共済だより

## 【開業医休保】濃厚接触者としての休業も給付対象とする特別取扱いが7月31日で終了

開業医共済休業保障制度(以下、開業医休保)が現在行っている「新型コロナウイルスによる濃厚接触者としての休業も給付対象とする特別取扱い」が今月末の7月31日で終了致します。

本来、開業医休保は病気やケガを被ったことによる休業に対して給付がされるものですが、濃厚接触者に該当したことによる休業にも対応するため、時限的措置として濃厚接触者に対しても保健所の書類をもって給付できる特別取扱いを昨年より行っていました。監督官庁である長野県から「時限的措置は1年が限度」との指摘もあり今月末をもって終了することになりました。

今回この特別取扱いは終了しますが、保健所から指示された健康観察期

間の初日が本年7月31日までのものであれば給付対象となります。なお、保健所から発行された「健康観察期間案内(保健所の所定様式)」等が提出された場合に限り特別取扱いが適用されること、濃厚接触者による休業は自宅療養扱いとなり4日間免責があるため連続した休業の5日目以降が給付対象となることを予めご了承下さい。

開業医休保ご加入の先生には、開業医共済協同組合より直接ご案内のハガキが送付されていますのでご確認頂くとともに、濃厚接触者に該当したことにより休業をしたが給付金請求をされていない先生におかれましては、まずは長野県保険医協会にお問い合わせ頂きますようお願い致します。

# セミナー・研修会のご案内

## 病院・有床診療所セミナー (保団連主催)

【内容】入院医療をめぐる現状と問題の把握、具体的な対応策の学習および交流  
【日時】9月24日(土)18:30~21:00、9月25日(日)10:00~15:00  
【会場】東京の現地会場又はWeb  
【参加費】現地参加の場合:両日参加は1人1万円(1日のみ参加は6千円) web参加の場合:参加日数に関わらず5千円 ※2人目以降割引あり  
【申込方法】詳細問い合わせ、参加申込(9/13締切)については長野県保険医協会へ

## 「パワハラ防止措置の実務対応」セミナー (仮題)

【講師】ブランカ社会保険労務士法人 代表社員 石関 裕子氏  
【日時】9月25日(日)13:00~15:00(質疑応答含む) **参加費 無料**  
【会場】Zoom ウェビナー、参加費無料  
【対象】院長、事務長など労務管理に携わる方(会員医療機関に限る)  
今年4月1日より「パワーハラスメント防止措置」(改正労働施策総合推進法)が中小企業主にも義務化されました。措置義務の内容や、パワハラによる経営リスク、医療機関での具体的な実務対応等について解説いただきます。  
【申込方法】要事前申込。新聞、チラシ、HPなどで別途ご案内します。

## 【か強診・歯援診・院内感染防止対策】歯科施設基準対応研修会

【日時】10月2日(日)二部制。時間・内容は下記参照 **参加費 無料 終了証 発行**  
【会場】Zoom ウェビナー、参加費無料。後日、終了証の発行あり。  
【対象】長野県保険医協会会員ならびに会員医療機関に勤務する歯科医師  
【申込方法】要事前申込。右QRコードからお申込みください。

<第一部> 13:30~15:30  
「か強診」「歯援診」の施設基準に係る研修会  
講師:上條 英之氏(東京歯科大学歯科社会保障学教授)  
偶発症等に対する緊急時対応、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、口腔機能の管理、高齢者の心身の特性、認知症に関する内容、在宅医療・介護に関する内容を含みます。

<第二部> 15:40~16:40  
「院内感染防止対策」(初診料の注1)の施設基準に係る研修会  
講師:奥山 秀樹氏(長野県保険医協会 副会長)  
歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策を含みます。  
長野県保険医協会の会員数(7/1現在) 1320名(医科733名、歯科587名)

# 理事会便り

6/28 理事会の決定事項等

Web会議にて開催。19:30-21:15 出席役員:宮沢会長、池上、市川、奥山、林、三田各副会長、布山、宮下各理事、議長:林副会長

■報告・承認事項…5月度理事会の議事要録を確認。6月会務報告、3月度会計報告を承認。なお、精査ののち7月に会計監査の下調べを顧問税理士にお願いし、会計監査を実施する。

## ■協議事項

- 1. 医療情勢…参院選の動向、骨太方針2022の概要、感染症危機管理庁新設など報告の上、協議。
- 2. 骨太方針にみる医療制度改革の方

# 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。6/1~6/30間は医科2件、歯科1件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
軽井沢はなれ山クリニック	整外 リハ	389-0111	北佐久郡軽井沢町長倉1997-10	0267-31-6573	牧山 尚也	1	無	令和4年7月1日
きたの耳鼻咽喉科クリニック	耳い アレ 頭頸部外科	380-0921	長野市大字栗田953-1	026-224-1187	北野 友裕	1	無	令和4年7月1日
みずた歯科医院	歯 小歯	390-1701	松本市梓川倭766番地6	0263-88-5866	水田 理恵	2	無	令和4年7月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。